

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌広告掲載実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌（以下「広報誌」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 広報誌に広告を掲載できるものは、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序もしくは善良な風俗に反し、または反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から適切でないもの
- (5) 誇大広告及び不当表示、その他表現が適切でないもの
- (6) その他、会長が掲載することが好ましくないと判断したもの

(広告の規格及び掲載料金)

第3条 広告の規格及び掲載料金は次のとおりとする。

- (1) 1区画は縦5.2cm、横8.75cmの範囲とし、1回最大4区画を限度とする。
- (2) 1区画の料金は20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の掲載位置及び掲載数)

第4条 広告の掲載位置及び掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、会長が決定する。
- (2) 掲載数は、掲載するページが2ページを超えない数とする。

(広告掲載の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、広報誌広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に紙又はデジタルデータにより広告原稿を添えて、掲載希望発行日の1月前までに会長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 会長は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告の内容等を審査し、掲載の可否を決定する。

2 会長は、前項の審査結果に基づき広告掲載の可否を決定したときは、その結果について広告掲載（非掲載）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 広告掲載希望が掲載数を超えた場合は、先着順とする。

(契約)

第7条 会長は、申請者と広告掲載について、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌広告掲載契約書（様式第3号）により、契約を締結する。

(広告掲載料の支払い)

第8条 申請者は、会長の指定する日までに、請求通知により広告掲載料を支払うものとする。

(申請者の責任等)

第9条 広告の内容に関する責任は、すべて申請者が負うものとする。

(広告掲載の決定の取消し)

第10条 会長が、広告の掲載に支障があると認めたとき、又は広告掲載料が支払われなかったときは、当該掲載の決定を取り消すことができる。

2 会長は、前項の掲載決定の取り消しをしたときは、広告掲載取消書(様式第4号)により、その結果を申請者に通知する。

(広告掲載料金の還付)

第11条 広告掲載料は原則として還付しない。ただし、本会の責めに帰すべき事由による場合は、還付することができる。

(免責事項)

第12条 本会は、申請者が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議してこれを定める。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

広報誌広告掲載申込書

年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

申請者

所在地

名称(名前) 印

電話番号

FAX番号

E-Mail

担当者氏名

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌広告掲載実施要綱第5条に基づき、広告原稿を添えて下記のとおり申し込みます。

記

- 1 広告の大きさ 区画
- 2 広告記載希望 年 月 号
- 3 広告原稿の返却 必要 ・ 必要ない

様式第2号(第6条関係)

広報誌広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日

様

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長

令和 年 月 日付けで申込のありました広報誌広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定の区分

- ☐ 掲載する
- ☐ 掲載しない

(掲載しない理由)

2 広告掲載号

号（令和 年 月）

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌広告掲載契約書

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌（以下「広報誌」という。）における広告に関し、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌 広告掲載実施要綱」（以下「要綱」という。）を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 甲は、広報誌に広告枠を設け、乙の広告を掲載するものとする。

（掲載）

第2条 甲が乙の広告を掲載する広報誌は、第_____号（令和_____年_____月_____日発行）、第_____号（令和_____年_____月_____日発行）とする。

2 広告の大きさは、_____区画とする。なお、1区画の大きさは、要綱第3条によるものとする。

3 広告を掲載する頁数は、要綱第4条により甲が別途指定する。

（広告掲載料の納付）

第3条 乙が甲に支払う広告掲載料は、_____円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項の広告掲載料は、甲が請求書を発行した月の翌月末日までに一括して納付するものとする。

（広告の対象範囲等）

第4条 広報誌に広告を掲載することができる範囲は、要綱第2条の規定を適用するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第5条 広告は乙が作成し、その費用は乙が負担するものとする。

2 乙は、広告原稿（画像データ）を、指定の期日までに甲に提出するものとする。

（事故発生時の報告）

第6条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じた場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

（広告内容等の変更）

第7条 甲は、広告の内容やデザイン等が法令又はこの契約に違反し、又は違反のおそれがあると判断したときは、乙に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）第3条第2項で指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）第5条第2項で指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を乙が行わないとき。

(4) その他、乙がこの契約、要綱に違反したとき。

2 乙は、自己の都合により広報誌への広告掲載を取りやめることができる。

3 甲は、乙が前項の規定により契約を取りやめたときは、広告掲載料は減額または還付しない。

(広告掲載料の減額または還付)

第9条 甲は、広告掲載料は減額または還付しないものとする。ただし、要綱第10条の定めにより、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

2 次の各号に掲げる理由により甲が広報誌の発行を停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

(1) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

(2) その他やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合において減額または還付する額は、甲乙協議のうえ決定する。ただし、既に納付された広告掲載料を還付する場合、還付する金額には利息を付さない。

(広告主の責務)

第10条 乙は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、甲に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連する苦情又は損害賠償の請求があったときは、乙の責任及び負担においてこれらを解決するものとする。

(広告内容の変更)

第11条 乙は、広告の内容を変更しようとする場合は、甲にあらかじめ協議するものとし、第5条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

2 前項の規定により提出された広告原稿については、要綱第6条の規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 甲及び乙は、この契約の履行にあたって知り得た相手方の秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。

(暴力団等の排除)

第14条 甲又は乙が個人、団体であることを問わず、次の各号のいずれかに該当した場合には、相手方は何らの催告を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合。

(2) 代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等であった場合。

(3) 自ら又は代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力団等への資金提供を行った場合、又は暴力団等と密接な交際がある場合。

(4) 自ら又は代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が暴力的ないし威圧的な犯罪行為を行ったとし公に認識され、若しくは報道その他により一般に認識された者である場合。

(5) 本契約の履行のために契約する者が前4号のいずれかに該当する場合。

(6) 自ら又は第三者を利用して、相手方に自身が暴力団等である旨を伝え、又は相手方の

関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

- (7) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (8) 自ら又は第三者を利用して、相手方の名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をした場合。
- (9) 自ら又は第三者を利用して、相手方の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為をした場合。

2 甲または乙は、自らが前項の各号に該当し、相手方から本契約の全部または一部が解除された場合に自らに損害が生じても、相手方はこれを一切賠償しないものとする。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第16条 この契約書及び要綱に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲)

所在地 茨城県水戸市千波町1918
氏 名 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会
会長 森 戸 久 雄

(乙)

所在地
氏 名

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

様

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長

広報誌広告掲載取消通知書

広報誌への広告掲載取消しについて、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会広報誌広告掲載実施要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	掲載取消
---------	------

決 定 理 由	☐ 広告掲載料未納
	☐ 編集上支障がある
	☐ その他